

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市景観づくり助成事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	市内の良好な景観形成を図るため、景観づくりの推進を持続的な取組として市民生活の中に定着させることを目的に、市民自ら率先して行う修景に要する経費に対し、予算内の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	景観づくり推進事業の地区認定を受けている笹川集落
補助対象経費	①建築工事における外観の修景に係る経費②新たに生垣等を設置する経費
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 「佐渡市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱」に該当しない事業が対象となる
補助金額（定額、上限、下限等）	上限5万～50万
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 事業によっては1メートル当たりの上限を定めているため実績として少額となる場合があるほか、事業の限度額で5万円としているものがあり、補助率を算出した場合、少額補助となる。
補助率等	1/3～1/2
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 良好な景観形成が目的であり数値化はできない。
補助制度開始	平成23年3月31日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由 笹川集落の認定期間終了時に廃止予定
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 推進地区として認定を受けている笹川集落に限定されるため募集しない。
事業担当（担当部署）	建設課 住宅・都市計画係
（電話番号）	0259-63-5118